

★ 広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十六号）（県民活動課）

一 改正の要旨

特定非営利活動促進法及び特定非営利活動促進法施行規則の一部が改正され、特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る公表の方法が変更されたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年六月九日